

吹田市道路占用料 改定案

占用物件		単位	占用料			
			現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,200	円 2,600	円 3,100	円 3,300
	第2種電柱		3,400	4,100	4,900	5,000
	第3種電柱		4,600	5,500	6,600	6,800
	第1種電話柱		1,980	2,400	2,900	2,900
	第2種電話柱		3,200	3,800	4,600	4,700
	第3種電話柱		4,400	5,300	6,400	6,400
	その他の柱類		150	180	220	260
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	24	29	29
	地下電線その他地下に設ける線類		10	12	14	17
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	1,800	2,200	2,600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	1,200	1,400	1,700
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,000	3,600	4,300	5,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,300	1,600	1,900	2,300
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	12,000	12,000	12,000	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,600	4,300	5,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	120	140	170
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	180	220	260
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	240	290	350
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		400	480	580	700
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	1,200	1,400	1,700
	外径が1メートル以上のもの		2,000	2,400	2,900	3,500
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		3,000	3,600	4,300	5,200	

吹田市道路占用料 改定案

占有物件			単位	占用料			
				現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額
	上空に設ける通路	7,200		6,200	6,200	6,200	
	地下に設ける通路	3,600		3,700	3,700	3,700	
その他のもの		3,000	3,600	4,300	5,200		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	110	120	120	120
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	12,000	12,000	12,000
	標識		1本につき1年	2,400	2,900	3,500	4,200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000	12,000	12,000	12,000
		その他のもの		5,400	6,200	6,200	6,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				300	360	430	520
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額